

船舶事故調査報告書

平成27年8月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年5月16日 23時02分ごろ
発生場所	愛媛県松山市野忽那島南東岸 野忽那島灯台から真方位330° 200m付近 （概位 北緯33° 58.05′ 東経132° 41.77′）
事故調査の経過	平成26年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 隆翔丸、497トン 136854、日鉄鉱建材株式会社 66.60m (Lr) × 12.40m × 7.30m、鋼 ディーゼル機関、1,323kW、平成14年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成6年7月28日 免状交付年月日 平成25年8月2日 免状有効期間満了日 平成31年7月27日 航海士A 男性 23歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成23年10月14日 免状交付年月日 平成23年10月14日 免状有効期間満了日 平成28年10月13日
死傷者等	なし
損傷	船底外板に破口及び擦過傷
事故の経過	本船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、航海士Aが、単独で船橋当直に当たり、椅子に腰を掛けた状態で、自動操舵により、218°の針路、約10.5ノットの対地速力で、広島県呉市大崎下島南方沖を南西進した。 航海士Aは、松山市小安居島東方沖を航行中に眠気を催したが、疲れていないので居眠りすると思わず、船橋当直を続け、いつしか記憶がなくなった。 本船は、松山市波妻ノ鼻西方沖の変針予定場所を通過し、平成26

	<p>年5月16日23時02分ごろ野忽那島南東岸に乗り揚げた。</p> <p>航海士Aは、船体の衝撃で目が覚め、本船が野忽那島南東岸に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>本船は、船長が浸水の有無等を調べて保船した後、タグボートによって引き下ろされ、その後、修理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>航海士Aは、付近に他船がいなかったため、単調な航海であると感じていた。</p> <p>本船の喫水は、船首が約1.2m、船尾が約3.0mであった。</p> <p>本船は、船橋航海当直警報装置を設置していなかった。</p> <p>航海士Aは、前日、約5時間半の睡眠をとり、また、荷揚げ作業の監督を行っていたが、疲れを感じていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、小安居島東方沖を自動操舵により南西進中、単独の船橋当直に当たっていた航海士Aが、眠気を催した際、疲労を感じていなかったため居眠りすると思わず、椅子に腰を掛けて自動操舵の状態と同当直を続け、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して野忽那島南東岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、海上が平穏であり、付近に他船を認めなかったことから、緊張感が緩んで覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、小安居島東方沖を自動操舵により南西進中、単独の船橋当直に当たっていた航海士Aが、眠気を催した際、疲労を感じていなかったため居眠りすると思わず、椅子に腰を掛けて自動操舵の状態と同当直を続け、居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して野忽那島南東岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船舶所有者は、本事故後、船橋航海当直警報装置を設置した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船者は、眠気を催した際、外気に当たるなどして眠気を覚ましたり、船長に報告して他の乗組員と船橋当直を交替するなど、同当直中の居眠り防止を図ること。

付図1 事故発生経過概略図

